

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和元年7月22日（月）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和元年7月22日（月）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 請願等審査

受理番号11 2020年度中学校使用教科書の採択についての要望書

受理番号12 横浜市中学校歴史・公民の教科書の選定についての陳情書

4 審議案件

教委第12号議案 教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について

教委第13号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について

教委第14号議案 横浜市立十日市場小学校整備事業契約の変更に関する意見の申出について

教委第15号議案 横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業契約の変更に関する意見の申出について

教委第16号議案 教職員の人事について

教委第17号議案 教職員の人事について

5 その他

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。6月21日の会議録の署名者は間野委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月8日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告事項はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/17 横浜市立東高等学校E S D × S D G s ワークショップ

(2) 報告事項

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、7月17日に、E S Dを推進する取組として、横浜市立東高等学校の生徒のうち1年生269名が関東学院大学を、2年生271名がJ I C A横浜をそれぞれ訪問し、各会場で全体講演が行われたほか、関東学院大学では大学教員によるS D G s に関連した11の分科会が行われました。また、J I C A横浜では海外から派遣されているJ I C A研修員との英語による交流が行われました。この取組は、ユネスコスクール加盟校である東高等学校がE S D d a yと名付けて昨年度から実施しているものです。

次に、報告事項として、この後、所管課からいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了しましたが、御質問等はございますか。

特になければ、次にいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管の兵頭課長より報告いたします。

兵頭人権教
育・児童生徒
課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の兵頭です。それでは、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果についての御報告でございます。

横浜市いじめ問題専門委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告いたします。報告件数は2件。中ほどの表にありますとおり、小学校が1件、中学校が1件です。

調査結果の概要を御説明いたしますので、3ページをお開きいただき、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（k中学校）」を御覧ください。

「1 事案の概要」ですが、本件は、平成28年度、中学2年生に進級する際に転入した女子生徒が、転入前、SNS上に書き込んだ一部分が知らないうちに複数の生徒に広まったり、転入後には学年全体から仲間外れにされているようで、居心地が悪いと感じたりして、その後の嫌がらせも含めて学校に相談した事案です。当該生徒は、やがて転校を希望するようになり、中学3年生への進級を機に転校しました。転校後、教育委員会が各学校から提出されたいじめ関連資料を確認した際、当該生徒におけるいじめと欠席の関連性について着目し、当該中学校と協議を繰り返し、その後調査を開始したものです。

次に、「3 答申（調査結果）」の「（1）いじめの事実について」です。「A SNS上の書き込みの件について」ですが、当該生徒は、転入前、SNS上に「当該中学校には嫌な男子がいるから行きたくない」という趣旨の書き込みをしたところ、「当該中学校には行きたくない」という箇所だけが、知らないうちに複数の生徒の知るところになっていたことにより、当該生徒は苦痛を感じました。この「噂」の具体的な内容などを特定する事実は確認できませんでしたが、2行下にありますとおり、行為者は不明ですけれども、法上のいじめがあったものと認定されました。

「イ 学年全体から避けられていた件について」ですが、転入当初、同級生に話しかけようとしたが、避けられているように感じたり、やがて学年全体の生徒から仲間外れにされているように感じたりして、居心地が悪く感じ、その後も無視されたり、仲間外れにされたりしました。

4ページの5行目になりますが、これらの個々の行為について、法上のいじめがあったとまでは認定されませんでしたが、当該学級にはグループ外の者に対する仲間外れ的な雰囲気が全体としてあったことは推認でき、当該生徒が仲間外れや疎外感を感じていたことは想像に難くないと示されました。

「ウ スティック糊の件について」ですが、当該生徒が朝登校すると、自分の机にスティック糊が塗られていました。3行目になりますけれども、当該生徒が帰宅後、保護者はすぐに担任に連絡しましたが、当該生徒の希望により、担任は個別の指導を行いませんでした。この経緯について、その行為の内容については具体的であり特定されていることなどから、本件行為があったものと推認され、行為者は特定できないものの、法上の「いじめ」があったものと認定されました。

「エ 男子生徒から『もう来るな』と言われた件について」ですが、当該生徒が早退する際に、男子生徒から面と向かって「もう来るな」と言われました。次の段落になりますが、この経緯について、客観的事実が確認できず、法上のいじめがあったとまでは認定されませんでした。

続きまして、「（2）学校の対応について」です。

「ア いじめのリスク及びいじめに関連する情報の収集と取り扱いについて」です。当該生徒は小学校のときからいじめにあっており、当該生徒保護者は、当時のいじめられた男子生徒と同じクラスにならないように中学校に依頼していましたが、教職員全体に伝達されず、より詳細な情報を収集する努力が行われず、情報がクラス編成で十分に生かされていませんでした。

5ページの「イ いじめに関する校内の組織的な対応について」です。当該中学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を週に1回開催することになっていますが、実際には月に1回の学年連絡会がいじめに関する情報を共有する唯一の場となっていました。また、当該生徒保護者から受けた要望について、担任は養護教諭に伝えましたが、その後、校内で共有されることはなく、何の対応も取られませんでした。そして、10月に「もう来るな」と言わされたことから、学校は校内で情報を共有し、いじめと認知しました。当該生徒は関係生徒への個別的な対応を拒んでおり、実際に担任はクラス全体に向けて一般論としていじめの問題を話しましたが、その対応だけでよかったですのかどうかも含め、少なくとも学校いじめ防止対策委員会に報告がなされ、検討されれば、その後の学校生活も違ったものになっていた可能性があります。

「ウ 学校によるいじめの認知について」です。当該生徒及びその保護者の話では、転入後まもなく担任に相談していましたが、担任若しくは学校として、いじめの有無や実態を把握する努力は行われませんでした。このことは二つの問題を示しており、一つは、当該中学校の「学校いじめ防止基本方針」にあるような研修が行われていなかつたため、教職員の間で、いじめについての認識が十分でなかつたこと、もう一つは、担任のみに相談していることです。学校は、担任以外にも相談できるルートを明確に示し、これを入学時はもちろん、様々な機会に生徒及びその保護者に明確に伝達することが必要です。

「エ いじめ認知後の学校の対応について」です。いじめへの対応は、2行目になりますが、継続的に双方に寄り添って心理的不安等に目を配り、心理的に安定した学校生活ができるよう留意して観察し、必要な対応を検討し、実施していくことが重要ですが、このような対応を「学校いじめ防止対策委員会」で検討されることはありませんでした。

6ページを御覧ください。学校はいじめを認知しましたが、欠席といじめが関連しているとは考えておらず、いじめ重大事態として教育委員会に連絡することはありませんでした。本事案では、当該生徒の長期欠席の原因をいじめだけに限定して確定することは難しいと考えられますが、「疑い」としては早期に把握して対応すべきであったと考えられます。

「オ 支援ニーズの把握について」です。2行目になりますが、当該生徒に関する支援ニーズを適切に把握する必要があり、当該中学校において、支援ニーズの観点から当該生徒を考えることが全く行われていなかつた訳ではありませんが、実際に何らかの支援若しくは配慮がなされることなく、このことがいじめの認知と対応を遅らせる要因の一つになったことが考えられます。

次に「（3）教育委員会の対応について」です。

「ア 各学校におけるいじめの防止・対策の実態把握について」です。3行目になりますが、学校のいじめ防止対策が十分に機能するには、本事案の発生以前から、教育委員会が当該中学校（元来は全ての学校）におけるいじめの防止・対策の実態を的確に把握し、必要な助言・情報提供・指導を行うことが必要であったと考えられます。

「イ 本事案におけるいじめ重大事態の疑いの把握及び対応について」です。本事案がいじめ重大事態の疑いとして調査が行われることになったのは、教育委員

会がいじめ重大事態の疑いがあることに気付いたことによります。しかしながら、3行下になりますけれども、この可能性に気付くまで半年近くかかり、学校と共に通認識を持つまでにさらに半年がかかっており、十分に早かったとはいえない。教育委員会は学校におけるいじめといじめ重大事態に関する理解を十分なものとするよう、さらに指導・助言を行う必要があります。次の段落になりますが、一方で、現状の学校からのいじめ認知報告書だけでいじめ重大事態の疑いに気付くことは必ずしも容易ではなく、7ページの3行目になりますけれども、何回も同じ記載のある場合には早期に問題を把握して、学校に問い合わせるなどのより積極的な教育委員会からの働きかけが必要であろうとされています。

「ウ 『学校いじめ防止基本方針』及び『学校いじめ防止対策委員会』について」です。3行目になりますが、当該中学校の学校いじめ防止対策委員会の構成員は校長、副校長、教務主任、専任、生徒指導部長、特別支援コーディネーター、養護教諭となっており、基本的に週に1回委員会を開催することになっています。しかし、これだけの構成員が週に1回集まることは学校の現状では考えにくく、教育委員会では、各学校の定める学校いじめ防止基本方針を実効性のある運用となるように指導することが必要です。

次に「(4) 今後の対応と再発防止について」です。

「ア 学校は、中学生の心理について再度理解を深めること」、「イ 学校は、支援ニーズを把握し、理解を深めること」、「ウ 学校は、複数の教職員で児童生徒を支援、指導すること」、8ページに参りまして、「エ 学校は、事柄の大小から判断することなく、すべてのトラブルに対し真摯に耳を傾け、早い段階から対応すること」、「オ 学校は、児童生徒からの聴き取り等の内容を記録し、保存すること」、「カ 学校・教育委員会は、学校及び関係諸機関等と連携を図り、具体的な支援を行うこと」、「キ 教育委員会は事例を集積して学校に発信し、学校は日頃の取組に活かすこと」、以上のことことが示されました。k中学校については以上です。

続いて9ページを御覧ください。1小学校についてです。

「1 事案の概要」です。本件は、いじめ被害を訴える児童が、横浜市立小学校の当時1年生であった際の短期間に、同級生の児童から、持ち物が破損される、仲間外れにされる等のいじめを受け、転校をせざるを得ない状況になったとの当該児童保護者からの言及を踏まえ、調査を行ったものです。

次に「3 調査方法」です。本件については、当該児童保護者から、本調査結果が出されたときに受ける当該児童の精神的苦痛と転校先での登校状況に与える影響とを考慮し、いじめの存否については調査対象から除いてほしい旨の要望がありました。これを踏まえ、本調査では、学校が適切かつ迅速にこれに対処する責務を果たしたか否かについて検証し、学校の対応、教育委員会の対応及び今後の対応と再発防止策についてまとめています。

「4 答申（調査結果）」の「(1) 学校の対応について」です。「ア 連絡帳等により、保護者から相談があった場合の対応ルールが、校内で徹底されていないこと」です。当該児童保護者が学校に不信感を抱くに至った原因是、当該児童保護者が連絡帳により相談した持ち物破損の件につき、学校が組織的に対応しなかった点にあります。10ページをお開きください。1行目の後半になります。このとき、これは副校長が本事案を校長に伝えたときですが、校長は副校長に具体的な指示をせず、副校長は、来校した当該児童保護者に、今後の調査について曖昧な言及をしました。担任も、当該児童保護者に偶然会って持ち物破損の件について話をした際、原因追究についてはうやむやな状態で終わってしまいました。このときの会話の結果、当該児童保護者は、学校が調査を続行し、一両日中には

何らかの連絡があるものと考え、今後の調査について学校と当該児童保護者との間で、認識の食い違いが生じました。

「イ 担任を支援する体制が整っていなかったこと」です。担任が経験の浅い教員であることを考えると、学校は担任を支援する体制を整えておくべきでしたが、状況を把握していた専任や副校長から支援がなされず、校長も、後日状況を把握したにもかかわらず、担任から事情を聞き取ることも、担任に具体的指示を与えることもしませんでした。

「ウ 学校は、いじめと認知した後も、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止対策委員会での決定に則って対応しておらず、いじめに対する危機感が低いこと」です。校長は、副校長からの報告により、当該児童に対するいじめの疑いを認識しましたが、いじめ防止対策委員会を招集しませんでした。そして、副校長と保護者との面談の様子について、校長は、副校長からの報告を受け、持ち物破損の件については終わったものと単独で判断しました。3段落目になりますが、持ち物破損の件について保護者からの相談を受けた学校教育事務所の訪問を受け、その後、いじめ防止対策委員会が開かれましたが、今後の対応策を検討するに留まり、再度聞き取りをする等、事実関係を明確にするための調査の実施については決定しませんでした。

「エ 学校基本方針が忠実に実行されておらず、同方針の内容も法や国のいじめ防止等のための基本的な方針、横浜市いじめ防止基本方針に則っていないこと」です。11ページの（ア）として、学校基本方針には、いじめ防止対策委員会を設置することになっており、組織図も存在しますが、実際には、問題が生じたときにその都度校長が委員を任命して設置することになっていました。横浜市の方針は、平成29年に同委員会の常設、月1回以上の定期開催などの改正がなされました。学校基本方針はその改正を十分に反映していないままであり、いじめ防止等の対策組織が担うべき役割が十分に示されていませんでした。（イ）として、学校基本方針には、情報共有のためのフロー図は定められていますが、具体的な内容・手順・取組等が定められていないため、学校基本方針の確実な実施が確保できていませんでした。（ウ）として、学校は、既存の組織を使って実質的にいじめ防止対策委員会として機能させようとしていた可能性が高く、（エ）として、学校基本方針で規定されているメンバーの一部が任命されていませんでした。さらに（オ）として、学校基本方針が職員間に浸透していないようありました。

次に、「オ 保護者に対する情報提供について」です。学校は、いじめの疑いを認識したにもかかわらず、いじめ防止対策委員会を招集しないまま解決済みと考え、それ以上当該児童保護者に連絡をしませんでした。その結果、事実関係を知りたいという保護者の願いや学級全体を心配する保護者の気持ちを生かして連携・協働する機会を逸してしまいました。また、当該児童保護者は、保護者会の開催を求めましたが、学校は、いじめ重大事態発生を前提とした緊急保護者会の開催を求められると認識したため、保護者会を開催しませんでした。しかし、当該児童保護者は、それまでの学級の様子を見ていて、児童らが落ち着いていない状況であることが散見され、担任の指導・支援が行き詰まっていることを感じ、当該学級保護者とそうした状況を共有すべきであると考えて、保護者会の開催を求めていました。学校は、こうした当該児童保護者の意図を酌み取ることができませんでした。

12ページを御覧ください。「（2）教育委員会の対応について」です。事案を把握してから緊密な連絡体制を取って学校への支援を行ったものの、学校が保護者との信頼関係を打ち立てて当該児童を守り通すという意味で実効性のある支援ができなかったと言えます。学校は、当初から対応したそれぞれの教職員の対応

に組織性を欠き、いじめ防止体制に様々な課題を残していましたが、教育委員会は事案発生まで学校のこうした課題を把握できておらず、それを是正するための指導もなされていませんでした。

次に、「(3) 今後の対応と再発防止について」です。アとして、「学校は、法及び国の方針並びに横浜市の方針の趣旨を十分に理解するよう継続的に研修すること」。特に最初の3行にありますが、「学校には、既存の組織によりいじめの対応ができており、従来の方法で問題がないとの自負があり、法や国の方針や横浜市の方針に則って対応しなければならないという意識が薄かったように思われる」と指摘されています。次に、「イ 学校は、保育所や幼稚園などと連携を密にし、安心して小学校生活をスタートすることができるようすること」、13ページの「ウ 学校は、安心して過ごせる学級集団づくりへの支援を行うこと」、「エ 学校は、児童の発達段階を意識して、具体的な指導を行うこと」、「オ 学校は、1年生を安心させる組織的な対応を行うこと」、「カ 学校は、1年生の保護者との連携を丁寧に行うこと」。14ページに参りまして、「キ 学校は、組織的マネジメントを意識し、『学校いじめ防止対策委員会』の開催等、児童指導体制が十分に機能するよう積極的に努め、それを周知すること」、「ク 教育委員会は、指導した事項が順守されない事態も想定した仕組みに見直す必要がある」、「ケ 教育委員会は、教職員（特に管理職及び専任）への研修内容及び方法を見直す必要がある」、「コ 教育委員会は、学校が主体となった調査方法（特に初動におけるもの）を明確にし、それが遂行できるように学校を支援する必要がある」、以上のことことが示されました。

調査結果の報告は以上です。最初の一般報告資料にお戻りください。中段あたりの表にあります、いじめ重大事態対処のための調査件数ですが、本日報告した2件が終了となりましたので、調査中の案件は合計7件となっています。調査終了の案件は合計13件となりました。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御質問・御意見等はございますか。

大場委員

報告をありがとうございました。2件のうち、2件目のほうはいろいろ限られた情報だけなので余り触ることはしませんけれども、1件目のk中学校のことで、いつだったか覚えていませんが、確かに前にもいじめ重大事態で小学校から中学校への情報伝達が大切だという事例がありました。まずもって、基本的なルールとして、小学校で例えればいじめに関する問題事案があったときに、中学校へ行くときの伝達のルールがどうなっているのか、そこを伺っておきたいと思います。

前田人権健康
教育部長

お話しいただきました小学校から中学校への伝達ということでございますけれども、当然のことながら、小学校でいじめ防止対策推進法に則って認知をした案件については、中学校に伝えることになっています。小中ブロックの中に専任がおりますので、そのあたりの橋渡し役として機能させて、しっかりと伝えるようになっています。小中ブロックの中でそれが完璧に行われるのが望ましいことはありますが、この報告の中にもありましたとおり、当該k中学校の件では一旦転入という形で入っておりますので、そういう経緯もありまして、そのあたりが不十分であったと認識しております。

大場委員

それと、k中学校の関係でいろいろな要素があると思いますが、やはり学校の

中での組織的な取組がとにかくされていなかったというのが一番大きな問題点ですし、校長も副校長も短絡的にやり取りの中で物事が解決済みであるかのような印象を持ってしまったと。そういう中で、私が一番気になるのは、この前も年度末で学校いじめ防止対策委員会の月1回以上の開催が何校であったという報告を確かいただきましたけれども、それなりの件数と比率で開かれていました。ただ、結果的に当該校長の思いもあるのかもしれません、実質的にそういうものがほかの会に成りかわっていたり、月1回どころか、もうちょっと頻度が少なくなってしまったような事例があるようを感じました。なかなか教育委員会として月に何回ですか週に何回ですかという問い合わせ以外に中身を問いかけることの難しさは現実に分かるので、それはどうしたらいいのか、私も今ここで答えは出ませんが、要するに組織的な対応が校長以下きちんと定期的に行われているのだということの確証を得る、何か報告をもらう仕組みというかルートを考えていく必要があるのかなという気がしました。具体的にこうしたらどうですかということを私も言えませんが、今回、担当してみてのお考えがあれば、伺っておきたいと思います。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。確かに横浜市いじめ防止基本方針では月に1回ということを設けております。特にk中学校の事案は、方針改定前の事案ではありますが、中身として形骸化するということは決してあってはならないと思っております。委員がおっしゃるとおり、回数だけではなくて、その中身ということで、それぞれの教職員が少しでもいじめと感じる、疑いを感じたものをまずはこういう場を持って共有すると。ですから、回数というよりも、そういう共有する場があるということ、全教職員がその場をしっかりと生かしていくということを認識していく啓発を現在も進めていますが、さらに進めていかないといけないと。それをしないと、幾ら月に1回とか、この学校では週に1回と書かれていますけれども、これも形骸化して、いずれは、実際には運用でほかの打合せと一緒にされてしまうことがありますので、まずそういった再発防止策の中を徹底することになると思いますが、いじめの啓発ということは本当に必要なことだと思います。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

中村委員

今、御報告いただいた内容から見ると、どちらの学校の場合もやはり学校の対応がまずいなということで、とても残念に思うのと同時に、対応がまずいがゆえに、子供にも保護者の方にもつらい思いをさせてしまったということを、とても申し訳なく思います。校長先生にしたらうちの学校は大丈夫とか、あるいは先生たちはしっかりやっているとか、そういう根拠のない安心感みたいなものがあつたのかもしれないですが、これだけ長い間ずっといじめのことも言われており、しかも公表までされているのに、それが学校の中で進んでいないという事実にすごくがく然とします。以前、大場委員が先生たちの感性、感度みたいなものを上げていかないとというお話をされたのがすごく印象に残っています。やはり研修したからいいといいうものではなくて、どうしたらいいいのだろうと本当に私もすごく悩ましいところですが、本当に子供がつらいと思っているとか保護者がつらく思っているとか、そういうのをこれだけ子供に共感的にとか寄り添ってと言われていながらできていない事実というのは、本当に残念という言葉は適切ではないかもしれませんけれども、それしか言いようがないなと思います。

やはり委員会としては、研修をするしかないのかもしれません、その研修が

どこまで、例えば管理職の方とか、あるいは先生方に届いているのかなというのがこういう事例を見ると疑問に思います。前から何度も言われていますが、やはり根拠のない安心感を持つのではなく、日々子供のことをしっかり見るということが基本だと思います。例えば、どの学校もアンケートを採っていますが、いじめられていても白紙で出す子供もいます。あるいは、いじめられていないとか何もないと出す子もいるのですが、だからこそ、教員とか養護教諭とか、あるいは職員の方々とも情報共有して、でも、保健室にあの子は最近よく来ているよねとか、最近ちょっと一人でいることが多いよねとか、そういう情報を共有することがすごく大事だと思います。先生たちの感性を上げる研修は何かありますかね。本当にどうしたらしいのだろうとすごく悩みます。こういう事例をぜひ人ごとではなく、うちの学校でも起こり得ることなのだと思って受け止めていただかないと、また結局繰り返されるのかなということをすごく心配します。すみません、まとまった意見にならなくて申し訳ないです。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございました。お話があった件につきましては、本当に中村委員のとおりだなと思います。こういったいじめ重大事態の御報告をさせていただくたびに私からお話しさせていただいているだけでも、子供一人ひとりの「ひとり」を大切にした向き合い方が今は求められていますので、子供にとって不安はどこにあるのかとか背景はどうなのかとか友達関係の中で何かがあるのかなというようなセンサーをしっかりと磨いていくことはすごく重要なことかなと思います。同時に、一人で対応するだけではなくて、やはり組織的な対応が求められていますので、近くにいる教員、同僚、また専任等々を活用して、複数で対応していくことはこれまでお話をしているとおりですけれども、よりしっかりと確認していかなければいけないなと思っております。

一方で、教職員一人ひとりの感性の部分ですけれども、これまでもキャリア層ごとに研修は行っていますが、その研修がおざなりの研修にならないように、ケーススタディーですか、様々な事例に基づいた研修にも取り組んでまいりたいと思っています。また、専任の夏の研修もございますが、そういったところでもより具体的にこういった事例があると、その事例から学ぶということも含めて、丁寧に、子供にとってということを考えながら取組を進めていきたいなと思っております。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

宮内委員

この報告書の二つ目の一校で指摘されている小学校1年生に対する安全環境の提供の義務と、教育を受ける権利の保障、それから組織のあり方、一つ一つはもつともです。正しくリマインドしても徹底されないというのが今の中村委員の悩みであり、御担当の悩みです。したがって、正しくリマインドするための研修方法、例えば、一方的な知識なりノウハウの伝授ではなくケーススタディー等々を活用したやり方が必要だと認識され、私もそのとおりだろうと思います。この問題は、幾ら研修しても多分鈍感な先生には響かないだろうし、犯罪を平気で犯す人もいるわけですから、確率的に理解できない先生はいるという前提でマネジメントを行わなければいけません。それを考えるのが我々行政の仕事だらうと考えます。

その対策の一つとしては、チーム管理体制というチーム指導体制です。学級担任制というのは間違った仕組みだと考えております。教師には経験の濃淡もあり、能力の濃淡もあり、児童との相性もあるという中で、限られた担任と児童生

徒との関係に依存するということは非常にリスクがあると考えます。まず学級担任制ということを考えましょう。それから、学校としてのマネジメント能力、決められている会議も満足に行っていないという実情があります。そういうルールを無視している人に対しては、厳しく対処することは行政として当然のけじめであります。校長の評価を正確に行うということが大事です。

昨今の学校の不祥事、内部でのコミュニケーション不足の問題、これは個々の構成員にも問題がありますけれども、何といっても学校の経営を任せられている校長が一義的に受け止めねばならない問題であります。したがって、その校長の能力をどうやって開発していくか。校長の中に優れた校長と優れていない校長がいるというのは事実であります。優れた校長先生をお手本にして、どうやって校長全体のレベルアップをしていくか、研修のやり方だろうと思います。知識を伝授する、ノウハウを伝授するというようなやり方ではなく、主体的に考える、深く考える、きちんと学習指導要領のいうところのアクティブラーニングのマネジメントを行うと。要は、人生は一生学ぶことが重要だらうと思いますけれども、管理職になったからといって学習、学びを途絶えさせないような仕組みを作るということが我々のできることだらうと思います。

そもそもこういういじめ問題というのはあくまでも氷山の一角であります。表に出てきた事例の後ろには類似のものが何十倍もあると考えて対応すべきです。先ほどどなたかがおっしゃっていた根拠のない安心感があると行政としては非常に楽です。しかし、そうではなく、背後にはいろいろなリスクがあるというところから最悪の事態を考えてマネジメントするという風土をまずは作っていきましょう。意見であります。

森委員

報告をありがとうございます。三つ質問がございます。一つ目が7ページ目のウの5行目で、学校いじめ防止対策委員会の構成員が基本的には週に一回委員会を開催することになっていて、ただこれだけの構成員が週に1回集まることは学校の現状では考えにくいと書いてあります。どういったメンバーで集まるということは各学校に任せていることなのでしょうか。ほかには例えばどういった構成があるのかということが分かりましたら教えてください。というのは、こういった委員で構成しているということがあるとするならば、やはりこうやって形骸化しているということは、本当に必要性を感じて作ったものとは感じられないと感じ取れることだったからでございます。

続けて質問したほうがいいですか。

では、一つずつで。

前田人権健康
教育部長

兵頭人権教
育・児童生徒
課担当課長

ありがとうございます。学校いじめ防止対策委員会につきましては、平成29年に横浜市いじめ防止基本方針を改定させていただいた際に、基本的には月に1回の開催をしてくださいということで定めさせていただきました。内容としては、当該学校の管理職、専任教諭、学級担任等の複数の教職員により構成される学校いじめ防止対策委員会を常設して、月に1回以上、定期的に開催することを定めさせていただいております。ですから、このk中学校につきましては、それを超える週に1度という形を、しかもこのような構成員の中で定めていただいているので、現在のこの内容については、いじめ防止基本方針には準じていますが、現実として月に1回の、しかも学年連絡会で情報共有する場となっていたということです。この学校のいじめ防止基本方針で定められていることができてい

ないだけではなくて、現在の横浜市いじめ防止基本方針に定められていることまでも至っていなかったというのが現状であります。ちなみに現在、この学校はこれを見直して、このメンバーで月に1回を超えて週に1回という形で基本的には開催しているという状況を確認しております。

森委員

開催頻度を高めることというのは有効ですか。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

頻度を余り高めてしまうと形骸化につながる恐れが非常にあります。それから、このk中学校のように、だんだん運用という形になってしまう恐れがありますので、確かに横浜市のいじめ防止基本方針を改正する際も月に1度という頻度を設定することに関しては、ものすごく議論がありました。ただし、やはりそういう場を常設して、本当にささいなことをそれぞれの教職員が1人、若しくは2人ぐらいの少人数で抱えていることをその場で共有して、組織として検討するということが、まずはいじめを見逃さない第一歩であるのではないかという考え方の下で、こういった月に1回という頻度を設定させていただきました。頻度に余りこだわってしまうと形骸化の恐れがありますので、現状はそういうバランスを見て運用させていただいている。

森委員

ありがとうございます。目的がささいなことを共有することとなると、実際は週に一回でも足りないぐらいだとは思いますが、月に一回は必ず設けたとしても、本当にそれ以外のささいなところで共有することがさらに必要で、そこをきっと学校内で議論する必要があるのだろうなということを、今のお話を聞いて思いました。

二つ目が、一つ前のページの6ページの(3)のイのところで、今回読んでいて、これは実際に学校からの話があったというわけではなくて、教育委員会が疑いのあることに気付いて把握に至ったということでございますが、そこから学校と共に認識を持つまでにさらに半年がかかっているとありました。このさらに半年かかっているというのは、それがいじめであるという共通認識をなかなか持てなかつたという理解でよろしいでしょうか。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

今の委員の御指摘の部分は、教育委員会が可能性に気付いてからさらに半年かかったというところかと思われます。これにつきましては、学校は6ページのちょうど一番上に書かれておりますけれども、欠席といじめが関連しているということが学校としての捉えではありませんでした。いじめは認知しているのですが、いじめが不登校につながっているという疑いの認識を当初の学校は持っていました。この段階で当該生徒につきましては、いじめによって不登校になったという、欠席との関連性については、学校としてはこういう捉えでした。それは当該側とも話をしている中で、このような捉えだったというお話をしたが、やはり我々としては、疑いがある段階ではいじめと欠席の関連性について疑いということで判断をしなければいけないので、そこの話し合いといいますか、学校でもう少し当時の認識はどうだったのかということを細かくチェックした結果、重大事態の疑いに当たるだろうということでした。我々のほうでは学校にお話しして、最終的に学校のいじめ防止対策委員会で重大事態の疑いということで対応ということで、教育委員会のいじめ問題専門委員会で調査を行ったのですが、こういった共通認識を持つのに、結果的にこれだけかかってしまったという状況です。

森委員

ありがとうございます。これだけの学校数がある中で、報告書のチェックをしつつ把握するというのは大変なことだと思いますが、二つの報告書の最後のほう、15ページの3行目に「教育委員会は校長のリーダーシップに基づく学校の主体的な取組を後方支援する姿勢に徹しており、一步踏み込んだ、学校が真に必要とした支援とならなかった」と書いてあります。これを読んだときに、実際に学校側からそういった報告がない場合に何ができるかというのは、すごく考えさせられる一文だと思いました。こうやって実際にチェックをして、気付いて、これはいじめ重大事態なのではないかということを問うたり、実際にそこの認識を合わせていくということはすごく大事なことだと思います。それに加えて、一步踏み込んだ、真に必要な支援というのを、実際にさらに何ができるのかということは、この報告書がまとめられる中でどういった議論があったのかということを少しお聞かせいただけたらと思いました。

もしかしたらそれは答えのあるものではなくて、これから考えなければいけない問題提起なのかもしれません、いじめの問題というのがどうしてもいいことに覆われてしまう。例えば、学校が先生に信頼することとか、学級委員に信頼することとか、あとは学校が実際に自分たちは対応できているという自負を持つことが悪さをしてしまっているところがある、それを疑うことはお互いにはすごく難しかったりすることだと思います。その中で結果的にいじめが起きて、子供が学校に通えなくなっている事例というのはこれだけでなくいっぱいあるのも知っていますので、先生がヘルプを出せなかったり、学校がヘルプを出せなかつた場合、若しくはその報告を上げられなかつた場合、何ができなかつたのかということを、もしこの報告をまとめる中であれば、知りたいと思ったのが背景でございます。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。今、委員のおっしゃった、学校が真に必要とした支援とならなかつた、その真という部分ですけれども、専門委員会の言葉として具体的な言葉がある訳ではありませんが、私ども教育委員会として捉えていますのは、クの中ではあくまでも教育委員会としての支援ということになっていますので、学校に対しては、やはり学校が自律的に学校経営をしながら子供たち一人ひとりを大事にするということをしっかりと支援していく、これは大前提でございます。

そうした中で、お話があったとおり、学校の組織的な状況ですか、校長の経営方針ですか、またはいじめの疑いがあったときの疑いに関する感性の部分ですか、そういった辺りをタイミングよく支援していくことがとても重要なと思っております。システムと機能と意識といったときに、システムとして確かに形付けを作つて一つ一つチェックすることは可能でしょうけれども、最終的にその機能はどのようなかという辺りを常にタイミングよく支援していくことが重要なと思っております。同時に、先ほど宮内委員からもお話がありましたけれども、校長を含めてそれぞれの教職員の意識という辺りにもしっかりと問い合わせをしていくことが重要なと思っております。その辺の学校と教育委員会との関係性を大事にしながらも、ただ子供たち一人ひとりが大事なので、そこをしっかりと基盤にした問い合わせをしていかなければいけないなと思っております。

森委員

ありがとうございます。今のお話を聞いて、もしかしたらこういうことができるのではないかと思ったことでございますが、実際に情報の共有であつたりとかチームで取り組むに当たって、時間が必要だと思います。その時間を生み出すのが今の現場では先生方がすごく大変というのも現状です。会議も一つで効率的に

やったりしなければいけない状況ですし、働き方改革もものすごく大事な状況だと思います。そういう中で教育委員会としてできることというのは、人を増やすというのはずっとこの教育委員会の中でも話されていますが、もしそれが今すぐには難しかったりかなわない場合は、アウトソースでできることにさらに予算を付けたりですとか、学校の先生がそこに時間を費やせるように、そこに予算を付けていくということが結果的にいじめのところに効果があるのではないかと思います。直接的ではないかもしれません、その支援をさらにしていくかなければと思いました。すみません、長くなりました。

間野委員

小学校の件についてですが、連日いじめの報道が全国でなされる中、保護者の感性は相当高まっていて、教員よりもすごく危機意識が強いということを感じました。とりわけ、小学校に入ってすぐにこういう状況になった場合の保護者の対応として、多分こういう対応を自分も取るかもしれません。しかも、ものすごくスピードを要求してきているわけです。一両日中に解決して欲しいとか回答が欲しいとか、この辺の感性は多分、大分学校現場とずれてきています。やはり対応を的確にしていくだけではなくて、スピードも求められるということを、校長だとか1年生の担任にはなるべく早く共有していく。正しくしっかりと見極めてからというのも当然必要ですが、早い対応というのは、未然に防いだり、大きくしないことにとっては大事なので、スピード感というものをぜひ重大案件の中でも教訓として、以後防止対策に生かしていただきたいと思いました。以上です。

鯉渕教育長

ほかに何か。

中村委員

小学校の場合ですが、1年生なのでということでお話しさせていただきます。横浜市でスタートカリキュラムの事例集を作りましたよね。とてもすばらしい事例集で、例えば各学校も学校のカリキュラムを作つて、最初から宮内委員が言われたように学級担任にしないで、チームで子供たちを見て、その後学級を決めていくというような方策を取っている学校もあるわけです。ですから、やっていることがこれはこれ、いじめはいじめということではなく、せっかく進めているスタートカリキュラムの本来の意味、子供たちに安心感を持って学校で過ごして欲しいとか、あるいは居場所をちゃんと感じて過ごして欲しいというような、そういう本来のスタートカリキュラムが目指しているものと別々のことではないということで、そういう意味ではカリキュラムマネジメントともう随分言われていますけれども、一人ひとりの担任が統合的にいろいろなものを見ていく力というのはすごく求められているのではないかと思います。あれが本当に単なる事例集ではなく、現実に子供たちにとっていいスタートが切れるような、そういう活用がされることを願っています。以上です。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。間野委員、中村委員からお話をいただきましたけれども、特に小学校に入学する段階の子供たちや保護者は、本当に期待とともに不安を持っています。そういう部分にしっかりと対応できるように、キーワードは「安心して」というところかと思っています。スタートカリキュラムは横浜市として取組を進めていますので、有効なものとなるように、改めて子供の安心をキーワードにしながら、関係の局とともにより連携をしながら取組を進めていきたいなと思っています。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。7月1日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号11の要望書につきまして、審査を行います。事務局から御説明いたします。

直井学校教育企画部長

おはようございます。学校教育企画部長の直井でございます。それでは、受理番号11の要望書、12の陳情書につきまして、考え方を所管の課長から述べてもらいます。

石川小中学校企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。受理番号11の要望書につきまして、考え方を説明させていただきます。

市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。令和2年度に使用する中学校用教科書についても、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

直井学校教育企画部長

すみません。一つずつでよろしいですか。まず、11番をよろしくお願ひします。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、御質問等はございますか。
特になければ、受理番号11の要望書については事務局の考え方沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方沿って、回答させていただきます。

次に、7月2日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号12の陳情書について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

石川小中学校企画課長

引き続き小中学校企画課長の石川でございます。受理番号12の陳情書について、考え方を説明させていただきます。

陳情項目1について、市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。令和2年度に使用する中学校用教科書についても、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

陳情項目4の後段につきまして、教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択についても公正な採択が確保できるよう、採決の方法はその都度教育委員会で決定しております。

なお、それ以外につきましては、教育長委任または専決で回答いたします。説明は以上でございます。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、御質問・御意見等はございますか。
特になければ、受理番号12の陳情書については事務局の考え方について回答でよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文については、承認いただいた考え方について、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第13号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について」、教委第14号議案「横浜市立十日市場小学校整備事業契約の変更に関する意見の申出について」、教委第15号議案「横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業契約の変更に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、また、教委第16号議案「教職員の人事について」、教委第17号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

鯉渕教育長

それでは、教委第13号議案から教委第17号議案は、非公開といたします。
議事日程に従い、教委第12号議案「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

古橋教職員人事部長

教職員人事部長の古橋でございます。それでは、教委第12号議案「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について」を御説明いたします。内容につきましては、教職員人事課長から御説明いたします。

小川教職員人事課長

教職員人事課長の小川でございます。教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について、御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。提案理由でございます。通常、教職員に懲戒処分を行った場合は公表基準に基づき、原則処分時に公表しております。わいせつ事案等において公表の例外措置を講じているにもかかわらず、インターネットやSNSの普及により、複数の情報を結び付けることで、わいせつ事案等における被害者が特定される可能性が高くなっている状況を踏まえまして、被害者のプライバシー保護を徹底できるよう「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」における「公表基準の例外措置」を見直すため、提案するものでございます。

資料の4ページを御覧ください。こちらが現行と改正案の新旧対照表になっております。改正する部分につきましては、右側の改正案の部分で下線が引いてあるところになっております。

まず、「（2）対象となる教職員」でございますが、こちらにつきましては、義務教育学校ですとか盲ろう養護学校を、特別支援学校に変わった現行の校種に今回改正させていただくものでございます。

次に、「（5）公表の例外措置」でございます。現行においては、「わいせつ

事案等において、公表することにより、被害者が特定される可能性が高く、プライバシーの保護が充分に果たせなくなる恐れのある場合は、被処分者の氏名及び学校名並びに被処分者の補職名、事件の概要及び監督者の責任に係る情報のうち被害者が特定されうる情報を公表しないこととする」という規定としております。これを今回の改正案といたしましては、「わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する」、こういった内容に改めようとするものでございます。

適用につきましては、本日7月22日から適用させていただきたいと思っております。説明は以上になります。よろしくご審議お願ひいたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。特に御意見等がなければ、教委第12号議案については原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。
事務局から、報告をお願いします。

齊藤総務課長

7月17日に1団体から、教科書採択審議の傍聴会場についての緊急の要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願ひします。

次回の教育委員会定例会は、8月1日本曜日の午後1時30分から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、8月23日金曜日の午後2時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、8月1日本曜日の午後1時半から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、8月23日金曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

＜傍聴人及び関係者以外退出＞

＜非公開案件審議＞

教委第13号議案 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第14号議案 「横浜市立十日市場小学校整備事業契約の変更に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第15号議案 「横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業契約の変更に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第16号議案 「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第17号議案 「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時58分]